

講習会情報

9月7日(月)当所3階会議室にて、午後1時30分から、「マイナンバー制度」の導入や税率改正など、中小企業の会社実務対応』をテーマに、河合正尚氏(河合中小企業診断士事務所代表)と上原眞二氏(知覧税務署法人課税部門統括国税調査官)によるマイナンバー講習会を開催しました。

10月以降国民1人ひとりに通知される「マイナンバー」の運用方法や適用範囲など、まだ深く理解が進まないといった様子ではありましたが、今回の講習で少しでも理解を深めようとメモを取り、体制を少しづつでも整えなければならぬと、受講者は実感されていました。



12月17日(水)当所3階にて、午後7時から「来年度の補助金活用対策について」をテーマに、立石裕明氏(株アーナソリューション 代表取締役)による、経営セミナーを開催しました。

小規模事業者持続化補助金をはじめ、経営革新計画、ものづくり補助金など「自分で書いてみる」ことで、どれだけ無駄があり、どんぶり勘定だったのかを再認識することに意義があると力説されました。

数回受講している方は気持ちを新たに、初めて受講される方はとても感銘を受け、全員が熱心に聞いていました。

セミナー終了後にも質問をする受講者もあり、有意義な講習会となりました。



確定申告はお早めに！

平成27年分の所得税・消費税(個人事業所)の確定申告の時期になりました。

所得税の申告・納税は3月15日(火)まで、個人事業所の消費税・地方消費税の申告・納税は3月31日(木)までです。

決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽に尋ねください。



お早めに！

△金利情報△ 主な融資制度の金利のご案内

平成27年12月18日現在

日本生活金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度		
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	1.25% ~2.90%		1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超10年以内 10年超	1.9% 2.1% 2.4% 2.6% 3.0% 変動金利	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内	1.9% 2.1% 2.4% 2.6%
小規模等経営改善資金 [通称：マル経資金] (無担保・無保証人)	1.15%	中小企業 振興資金			小口 資金	
国の教育ローン	2.05%					

※各制度の内容やお申込み、この他の制度の金利など詳しくは、商工会議所(電話：53-2244)にご確認ください。

小規模事業者の経営改善に専門家が改善提案を行う「エキスパートバンク」のご利用を！

経営者の退職金 小規模企業共済制度

●制度改正でさらに魅力アップ！

平成23年1月から個人事業主の「共同経営者」(個人事業主1人につき2人まで)も加入できるようになりました。

※共同経営者とは、事業主とともに經營に携わっている方で次の①・②をともに満たす方となります。

- ①「事業の經營において重要な意思決定をしている」または「事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

●税制面などで大きなメリット！

- ①掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- ②共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- ③共済金は一括受取り、又は分割(10年・15年)受取り、一括受取り・分割受取りの併用もできます。
- ④契約者貸付制度(担保・保証人不要)が利用いただけます。

●安心・確実な共済制度です！

- ①法律に基づく制度です。
- ②全国で約160.7万人の経営者が加入しています。
(平成27年3月末現在)
- ③共済金受給権は差押さえ禁止債権として保護されています。(国税滞納処分等の場合を除く)

●掛金

- ・掛金月額は、1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。
(半年払い、年払いもできます。)
- ・掛金は増額・減額ができます。
(減額には一定の要件が必要です。)
- ・掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

制度の内容、共済のお問合せ・お申込みは、南さつま商工会議所へご連絡ください。

ご連絡先 電話0993-53-2244

マル経融資(担保・保証人不要)のご案内

日本政策金融公庫制度の中に、小規模事業者經營改善資金(通称 マル経)と呼ばれる制度がございます。下記内容をご覧の上、事業資金調達にお役立て下さい。

ご融資額	2000万円	
ご融資期間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内)	設備資金 10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	不要	
申込条件	ア. 従業員数は小売業・卸売業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) <u>5人以下</u> 製造業・その他の業種で <u>20名以下</u> であること イ. 事業に係る税金はすべて完納していること。 ウ. 同一地区内で1年以上事業を営んでいること エ. 商工会議所の実施する經營指導を受けていること。	
必要なもの	個人事業主 ア. 確定申告書、決算書2年分 イ. 所得税・住民税の領収書または納税証明書	法人 ア. 確定申告書・決算書2期分 (決算後6ヶ月以上経過している場合は直近の試算表も必要です) イ. 法人税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書 ウ. 初めての利用、または完済後1年以上経過している場合は「登記事項全部証明書」が必要です。
	・設備資金の申込については、見積書・カタログのコピーが必要です。 ・不動産を所有している場合は、「固定資産名寄台帳の写し」もしくは「固定資産税納付通知書」のコピーが必要です。(個人・法人不問)	

業種によっては営業に関する許認可証等の写しを頂くことがあります。詳しくは商工会議所まで。